

インフルエンザ予防接種費用補助金について

GLV 健康保険組合に加入の被保険者及び被扶養者を対象に、インフルエンザ予防接種費用の補助金を支給します。
インフルエンザ予防接種を受けた方は、実施要領をご確認のうえ健康保険組合まで申請書をご提出ください。

－ 実施要領 －

補助対象者

GLV 健康保険組合の被保険者及び被扶養者

※接種日に被保険者及び被扶養者の資格がある方

ご家族でも、GLV 健康保険組合に未加入の方（GLV 健康保険組合の保険証をお持ちではない方）は対象外です。

また、入社日前、および退職日以降の接種も支給対象外です。

※事業所で実施する集団予防接種を受けた方は申請できません。

ご本人が集団接種を受け、ご家族が他の医療機関で接種を受けた場合は、ご家族分のみを申請してください。

補助金額

ひとりにつき 3,500 円まで

※予防接種費用が 3,500 円に満たない場合は、その額を上限として実費額を支給します。

※対象者ひとりにつき申請回数は **1 回のみ**です。1 回目で差額が発生しても 2 回目は受付致しません。

そのため、子供で 2 回接種が必要な場合は 2 回目の予防接種終了後に**まとめて申請をしてください**。

（ただし、1 回目の接種が 3,500 円以上の場合は、2 回目接種の補助はありません。）

< 支払例 >

病院で接種費用 4,000 円を支払ったとき	健保から 3,500 円支給
	→ 差額 500 円は自己負担
病院で接種費用 2,500 円を支払ったとき	健保から実費として 2,500 円支給
	→ 接種者の自己負担額 0 円
病院で接種費用（1 回目）2,500 円（2 回目）2,500 円を支払ったとき ※1 回目だけを先に申請した場合、2 回目の申請は無効となりますので、必ずまとめて申請してください。	健保から 3,500 円支給
	→ 差額 1,500 円は自己負担

補助対象予防接種期間

令和 4 年 9 月 1 日（木）～令和 5 年 3 月 1 5 日（水）

申請期間

令和 4 年 9 月 2 6 日（月）～令和 5 年 3 月 3 1 日（金） 必着

※申請期間が過ぎてから申請書が届いた場合、補助金は支払われませんのでご注意ください。

必要書類

1. 「インフルエンザ予防接種補助金申請書」
2. 領収書（原本）※電子申請の場合は領収書の画像を撮り、アップロードしてください。

領収書について

- * 領収書には下記項目すべての記載が必須です。もしひとつでも欠けている場合は、接種医療機関にて追記をお願いしてください。
領収日 / 接種した方の氏名 / 領収金額 / 医療機関名 / 「インフルエンザ予防接種代」であることの明記
- * 領収書が家族あわせて1枚の場合は、接種者全員の氏名と接種単価を記入してもらってください。
- * 用紙での申請の場合、添付いただいた領収書は返却いたしませんのでご了承ください。

補助金給付の流れ

医療機関でインフルエンザ予防接種を受け、接種費用を一旦全額支払う。

※領収書は忘れずにもらってください

※給付上限の3,500円を超えた部分は自己負担になります。

PC・スマホで申請

- ① GLV 健康保険組合ホームページ「電子申請サービス」にログイン
- ② 「インフルエンザ予防接種費用補助金」にアクセス
- ③ 必要項目を入力
- ④ 領収書の写真を撮ってアップロード

用紙で申請

- ① 「インフルエンザ予防接種補助金申請書」をGLV 健康保険組合ホームページからダウンロード
- ② 申請書に必要事項を記入
- ③ 領収書の原本を添付してGLV 健康保険組合まで郵送

※注意※

入社や扶養追加から日が浅い方につきましては、電子申請システムに情報が反映されていない場合がございます。そのため、システムが開けない、またはお名前が反映していない等ございましたら、用紙で申請していただくか、お日にちを置いて再度お試しくださいようお願いいたします。

※ご家族様（被扶養者）分も一緒に申請する場合は接種した全員分をまとめて申請してください。

書類審査にて支給決定後、申請書にご記入の指定金融機関口座に補助金をお振込みいたします。

※振込指定先は必ず被保険者名義の口座をご記入ください。

※銀行支店名等の間違いが多く発生しています。入力の際には誤りがなく今一度ご確認ください。

提出先／問合せ先

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-23-5 代々木イースト2階 GLV 健康保険組合

E-mail: info@glv-kenpo.com